

「島根県企業局 F I T 非化石証書代理購入事業」及び「F I T 非化石証書購入費支援補助金」のスケジュール
(例：令和 8 年度の場合)

年度	令和 7 年度			令和 8 年度												令和 9 年度			
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7
発電所の発電期間																			
契約期間、証書代理購入依頼・報告 (事業者⇄企業局)				証書代理購入依頼は各市場の入札開始日の 1 か月前までに提出 (事業者⇄企業局) 報告は翌年度 4 月末までに提出 (事業者⇄企業局)															
代理購入 (企業局) ※非化石価値取引市場のスケジュールによる								第 1 回 8 月末開催			第 2 回 11 月末開催			第 3 回 2 月末開催			第 4 回 5 月末開催		
証書活用可能期間 (温対法における CO2 排出量削減に活用する場合)																			
結果通知、証書引渡、請求 (企業局⇄事業者) 代理購入費用支払 (事業者⇄企業局)								第 1 回分			第 2 回分			第 3 回分			第 4 回分		
補助金交付 ①補助事業開始届 (事業者⇄企業立地課) ②交付申請 (事業者⇄企業立地課) ③交付決定、額確定 (企業立地課⇄事業者) ④補助金支払 (企業立地課⇄事業者)				①企業は、指定用途による供用開始後、速やかに申請															
													②						
														③					
															④				

※以下の事情により、第 4 回の市場には、原則として参加しません。
・FIT 非化石証書購入の確実性が低くなる傾向があること
・約定価格が高騰する傾向があること
(例外的に参加する場合、令和 9 年度の契約に基づく購入となります。)